福島県における野菜類(非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の 花蕾類及びカブに限る。)の出荷制限等の解除状況(6月1日現在)

野菜地方名	非結球性葉菜類 ホウレンソウ等	結球性葉菜類 キャベツ等	アブラナ科の花蕾類 ブロッコリー等	カブ
相双地方注2)	5月25日解除	5月25日解除		
いわき地方	5月4日解除	5月4日解除	5月4日解除	5月4日解除
県北地方 ^{注3)}		5月11日解除		5月4日解除
県中地方 ^{注4)}	6月1日解除	5月4日解除	5月11日解除	5月4日解除
県南地方	5月4日解除	5月11日解除	4月27日解除	5月18日解除
会津・南会津地方	5月11日解除	4月27日解除	5月18日解除	5月18日解除

注1)出荷制限が指定されている非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類については、摂取制限も指示されている。

- 注3)県北地方の計画的避難区域(川俣町の一部)を除く。
- 注4)県中地方の警戒区域及び(田村市の一部)を除く。

注2)相双地方は、新地町、相馬市及び南相馬市(警戒区域、計画的避難区域を除く。)に限る。

